

水戸市公害防止条例に規定する悪臭の届出施設

区分	施設名	規模・能力
悪臭	1 鶏舎	ブロイラー・採卵鶏の飼養に用いるものであって、33 平方メートル以上 500 平方メートル未満のものに限る。
	2 鶏ふん乾燥機	生ふん処理能力が1日につき600キログラム未満のものに限る。
	3 家畜の飼養に用いる畜舎	豚の飼養に用いるものにあつては、10 平方メートル以上 100 平方メートル未満のものに限る。 牛の飼養に用いるものにあつては、50 平方メートル以上のものに限る。

備考 この表において「悪臭に係る届出施設」については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 6 条第 1 項の規定により農業振興地域として指定された地域以外の地域に適用する。